

平成 28 年度金融庁調達改善計画

1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。こうした調達改善の取組は、金融庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、次のとおり、P D C A サイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組み、調達改善を推進することとする。

2. 調達の現状分析

金融庁の契約種別は、表 1 のとおり、平成 26 年度の契約件数は 198 件、契約金額は 1,936 百万円である。平成 25 年度と比較し、件数は微減（▲9 件）だが、金額は平成 25 年度に「金融庁行政情報化 L A N システムの設計・構築及び機器等賃貸借等」（1,154 百万円）といった複数年契約が多数あったことなどから大幅減（▲3,138 百万円）となっている。

また、競争性のある契約は 152 件（76.8%）、1,570 百万円（81.1%）、競争性のない随意契約は 46 件（23.2%）、365 百万円（18.9%）となっている。競争性のない随意契約については、金融庁契約監視委員会等において審議し、その適切性を確認している。

金融庁における応札状況は、表 2 のとおり、平成 26 年度において、競争入札における一者応札は 30 件（28.0%）、474 百万円（46.2%）、企画競争による一者応募は 2 件（28.6%）、12 百万円（13.0%）、公募による随意契約の一者応募は 28 件（82.4%）、367 百万円（83.2%）である。

金融庁における調達経費の内訳は、表 3 のようになっている。

なお、当庁において調達金額の大きいシステム関係費、物品購入費については、引き続き、5. の継続的な取組等を通じて改善に努めていく。

表 1. 平成 26 年度金融庁における調達の契約種別

(単位：件、百万円、%)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	107	54.0%	1,027	53.0%
	企画競争による随意契約	7	3.5%	92	4.8%
	公募による随意契約	34	17.2%	441	22.8%
	不落・不調による随意契約	4	2.0%	10	0.5%
	小計	152	76.8%	1,570	81.1%
競争性のない随意契約		46	23.2%	365	18.9%
合計		198	100%	1,936	100%

(注 1) 平成 26 年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注 2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表2 平成26年度金融庁における調達に応札状況

(単位：件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	30	474	77	552	107	1,027
企画競争による随意契約	2	12	5	80	7	92
公募による随意契約	28	367	6	74	34	441

	1者割合	
	契約件数	契約金額
競争入札	28.0%	46.2%
企画競争による随意契約	28.6%	13.0%
公募による随意契約	82.4%	83.2%

(注1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3 平成26年度金融庁における調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
システム関係費	94	47.5%	1,336	69.0%
物品製造・購入費	28	14.1%	174	9.0%
委託調査費	16	8.1%	89	4.6%
会議運営委託費	9	4.5%	46	2.4%
その他	51	25.8%	291	15.0%
合計	198	100%	1,936	100%

(注1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

3. 共通的な取組

今般、行政改革推進本部事務局より、全府省庁が共通して実施する取組を「共通的な取組」と位置付けられ、平成28年度調達改善計画においては、以下の各項目が指定された。

(1) 一者応札の改善

平成26年度において、競争入札における一者応札は30件あり、カテゴリー別ではシステム関係費(12件)が40.0%、物品製造・購入費(5件)が16.7%、委託調査費(3件)が10.0%を占めている。平成27年度上期において、競争入札における一者応札は24件あり、カテゴリー別ではシステム関係費(12件)が50.0%、物品製造・購入費(3件)が12.5%となっている。

一者応札となった要因としては、共通的に、①入札時期、契約時期及び納入時期に鑑み業者の要員が不足したこと、②調達内容や入札参加要件に関する説明不足及びそれ起因し業者の理解が不足したこと、③業者に入札参加を促す働きかけが不足したことが考えられることから、下記のとおり取組むことにより、複数者応札の実現を通じた競争性の確保を目指すこととする。

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標	難易度
事後審査の実施（アンケート調査）及び改善策の提示 【一部改訂】	・一者応札となった案件については、担当部局等が説明会参加者又は入札不参加者に対して、理由を聴取する等の取組を行い、仕様等に問題がないか、競争性が確保されているか等について検証し、改善策を提示 ・事後審査の検証結果を踏まえ、必要に応じ以後の調達案件の仕様書に反映（仕様書の標準化）	・次回以降の仕様等の適正性確保を通じた実質的な競争の確保	A+
仕様書の記載の適正化 【新規】	・調達案件に係る事業目的・用途、調査対象等の基本情報やシステムの専門性・特殊性など必要な情報を新規参入業者であっても適切に把握できるよう仕様書に具体的に記載	・仕様の適正性確保を通じた実質的な競争の確保	A
メールマガジンによる情報配信 【新規】	・入札情報等の調達情報をメールマガジンにて配信	・入札参加者の増加	A+
入札参加予定者の発掘 【新規】	・契約締結の実績がある者等の入札に参加する見込みがある者に対しては、価格の見積りを徴収する際などの適切なタイミングで、複数者に声掛けを行う。 ・他府省における同種の調達案件の契約締結相手方に対し、当庁の調達案件について声掛けを行う。	・入札参加者の増加	A
公告期間の確保 【一部改訂】	・公告日を前倒しし、公告期間を入札期日の前日から起算して10営業日以上とする（政府調達案件を除く）。	・入札参加者の増加	A
入札説明会の開催増加 【一部改訂】	・新規調達案件又は特定の調達案件について、入札説明会を実施（場合によっては複数回開催）	・説明会出席者及び入札参加者の増加 ・説明会参加者に対する調達内容等の周知徹底	A

（２）地方支分部局等における取組の推進

金融庁に地方支分部局等は設置されていないため該当なし。

（３）電力調達の改善に係る取組

金融庁は中央合同庁舎第7号館に入居し、施設の維持管理・運営を行うPFI事業者が電力調達を実施しているため該当なし。

4. 重点的に取り組む分野

調達の実況分析及びこれまでの調達改善の実況分析の結果を踏まえ、下記のとおり取り組むこととする。

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標	難易度
公募への移行と価格交渉実施の検討【一部改訂】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な改善策を講じたにもかかわらず、複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続している案件については、特定の一者以外には契約の履行が困難である可能性が高いと考えられることから、契約金額の適正性を検証することを前提に、公募への移行を検討 ・ 公募に移行した場合には、価格の見積根拠等の精査を通じて、調達案件に適切な仕様及び調達予定金額となるよう価格交渉の実施を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様・調達予定金額の適正性確保を通じた調達コストの縮減 	A+

5. 継続的な取組

昨年度まで実施し、適正な調達に資すると判断される取組みについては、今年度も引き続き以下のとおり実施する。

(1) 情報システムに関する取組

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標	難易度
仕様・調達予定金額の適正性審議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達案件について、「情報システム調達会議(※)」において、外部有識者(CIO補佐官等)を交えて、 ①情報システムの仕様が用途・目的に照らして適正なものとなっているか、 ②SE単価や工数見込などが過去の実績に照らして調達予定金額が適正なものとなっているか等の視点から審議 ※総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者の審議を通じた仕様・調達予定金額の適正性確保 	A
仕様・調達予定金額の適正性審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての情報システムを調達する際に作成する仕様書について、情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者(CIO補佐官等)による審査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者の審査を通じた仕様・調達予定金額の適正性確保 	A
過去に受けた指摘の活用による妥当性等の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての情報システム調達について、各局総務課長等が、過去の「情報システム調達会議」及び「金融庁契約監視委員会」において指摘された一者応札の改善、共同調達の拡大等の視点を参考に、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等の検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各局総務課長等による検証を通じた調達の妥当性確保 	A

運用・保守	・全ての情報システムの運用・保守業務について、業務の繁閑を踏まえた積算の精査や契約形態の見直しを検討	・運用・保守に係る調達 の適正性確保	B
国庫債務負担行為の活用	・情報システムの開発、保守、改修、更新に係る全体費用の低下を図るために、国庫債務負担行為による複数年度契約の実施を検討	・調達コスト全体の縮減	B

(2) 随意契約に関する取組

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標	難易度
少額な契約への対応	・庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンタコーナーを設置し、当コーナーにて見積依頼書を公開配布	・参加機会の拡大を通じた競争性の確保	A

(3) 一者応札に関する取組

3. (1) に記載のとおり。

(4) 汎用的な物品・役務に関する取組

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標	難易度
共同調達の維持	・平成 28 年度においても、前年度と同様に継続して共同調達を実施 ・新規で共同調達に適する案件が生じた際には実施を検討	・調達コストの縮減	B
発注単位の集約	・新規の汎用的な物品・役務の発注案件について、発注単位の集約を検討	・調達コストの縮減	B

(5) その他の取組

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標	難易度
研修の実施	・情報システムの調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施	・担当職員に対する知識の付与	B

6. 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に取りまとめる。

7. 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

8. 推進体制

(1) 推進体制

「行政事業レビュー推進チーム」が調達改善を推進する。

(参考) 行政事業レビュー推進チーム

統括責任者 総括審議官

副統括責任者 総務企画局総務課長

〃 政策課長

メンバー 各局総務課長等

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を必要に応じて開催し、その結果を推進チームへ報告する。

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては行政事業レビューのための外部有識者及び金融庁契約監視委員会の外部有識者の意見を活用するものとする。

(3) 内部監査の活用

毎年度実施している内部会計監査における監査項目として、調達改善計画の進捗状況を設定し、調達改善計画の検証や評価を行う。

9. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、金融庁のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。